

問題点・対応方針

- ◎ **ミャンマーにおいては**、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化している。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、**情勢は引き続き不透明な状況である。**
- ◎ そのため、**ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人**については、**緊急避難措置として、在留や就労を認める**こととする。
- ◎ また、**難民認定申請者については**、**審査を迅速に行い**、難民該当性が認められる場合には適切に難民認定し、**難民該当性が認められない場合でも**、**上記と同様に緊急避難措置として、在留や就労を認める**こととする。

ミャンマー人の在留状況

在留者数：35,049人

(令和2年末現在：速報値)

(内訳：在留者数上位の在留資格別)

- ① 技能実習
13,963人
- ② 技術・人文知識・国際業務
5,767人
- ③ 留学
4,371人
- ④ 特定活動
3,358人

ミャンマー人の難民認定申請状況

難民認定手続者数：2,944人

(令和3年3月末現在：速報値)

- (内訳)
難民認定申請（一次審査）
2,291人
- 不服申立て
653人

付与する在留資格

・現に有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者



特定技能の業務に必要な技能を身につけたい者



「特定活動（6か月・就労可）」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。

「特定活動（1年・就労可）」

※ 特定産業分野（介護・農業等の14分野）で就労可。
※ 本国情勢が改善しない場合は、6月の範囲で更新可。

「特定活動(6か月・週28時間以内の就労可)」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。